

## 令和 3 年度 スーパーシティ/スマートシティ構想の実現に向けた戦略策定業務委託 仕様書

## I 総則

## 1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、仙台市が受託者に業務委託する「スーパーシティ/スマートシティ構想の実現に向けた戦略策定業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

## 2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書によって行う。
- (2) 受託者は本業務を行う場合、常に仙台市と綿密な連絡を取るとともに、仙台市の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は本業務の遂行にあたり、仙台市から提供する情報については、下記の事項を厳守すること。
  - ① 受託者は、仙台市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。
  - ② 受託者は、仙台市から提供のあった情報を指示した目的以外の使用をし、第三者への提供をしてはならない。
  - ③ 受託者は、情報を記録した書類、また磁気ファイルの複写、及び複製をしてはならない。
  - ④ 受託者は、情報について事故が発生した場合、速やかに仙台市に報告しなければならない。
  - ⑤ 受託者は、情報の保護管理について、仙台市の検査を受けなければならない。
  - ⑥ 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、仙台市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- (4) 受託者は、本業務の着手前に業務履行計画書を仙台市に提出し、承認を受けなければならない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに仙台市に連絡し、その指示に従うものとする。
- (6) 本業務は、成果品及び完了届、その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合には、完了と認める。ただし、完了後に成果品に隠れた誤り等が発見された場合には、受託者は担当職員の指示により速やかにその修正または再作業を行うものとする。

## II 本業務の仕様

## 1. 業務の目的

本市では、令和 3 年 4 月スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関して「仙台市×東北大学スーパーシティ構想」<sup>1</sup>（以下「構想」という。）を国に提案している。スーパーシティ型国家戦略特区の採否の時期は未定であるが、本市では、東北大学との合意のもと、その採否に限らず、既存の国家戦略特区による規制緩和の活用により、構想として国へ提案した事業内容を「スマートシティ」として実施することとしている。

本業務は、構想の戦略的な実現に向けて、構想の趣旨を理解し、本市としての方向性（ビジョン）を整理しつつ、実現させるための具体的な事業スキームの策定を行い、構想の実現に資する資料を作成するこ

---

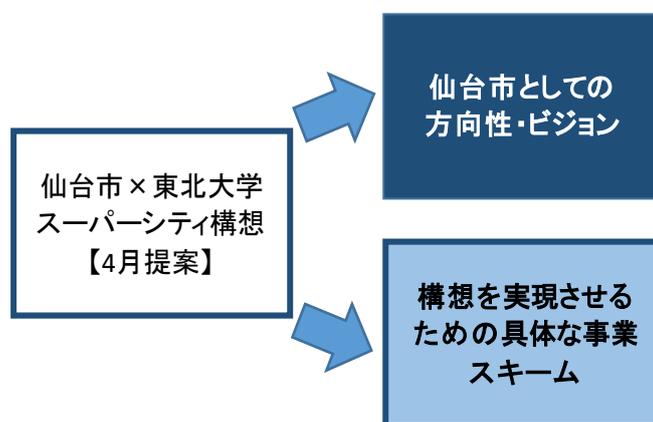
<sup>1</sup> 「仙台市×東北大学スーパーシティ構想」の概要は参考資料 1 を参照すること。また、参考資料 1 P. 4 に記載の各事業分野の概要については、参考資料 2 を参照すること。

とを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 戦略の策定

#### ■戦略の策定イメージ



#### ① スーパーシティ/スマートシティとしての仙台市の取組みの方向性（ビジョン）の整理

- ・ 構想を基にしつつ、主に若者定着といった本市の課題を踏まえること。
- ・ 仙台市の他の計画、方向性・方針を踏まえること。
- ・ 今後、協議会<sup>2</sup>の各分野ワーキンググループ<sup>3</sup>において、参画事業者<sup>4</sup>が構想の具体化を進めるにあたっての指針となるようなものであること。
- ・ データ連携基盤（都市OS）の活用を前提とするものであること。
- ・ KPIを設定すること。
- ・ 内閣府スマートシティ・ガイドブック等、国で示すスマートシティ関係の資料を参照すること。
- ・ 海外や国内の事例を踏まえること。

#### ② 4月に提案した構想を踏まえ、実現させるための具体的な事業スキームの策定

- ・ 今後、協議会の各分野ワーキンググループにおいて、参画事業者が構想の具体化を進めるにあたっての指針となるようなものであること。
- ・ 構想実現のために必要な技術が明確になっていること（規制改革に必要な技術でも差し支えないが、その場合は規制等の一覧を作成すること）。
- ・ 参画事業者に対しては、適宜、事業スキームへの参加が可能か等のヒアリングも行うこと。

<sup>2</sup> R3年3月発足「仙台市×東北大学スーパーシティ構想準備検討会」を基に、今後、「仙台市×東北大学スーパーシティ/スマートシティ協議会(仮称)」を立ち上げる予定。

<sup>3</sup> 参考資料1 P.4に記載の事業分野ごとに、協議会の中にワーキンググループを立ち上げる予定。ただし、事業分野の分類は確定的なものではなく、今後の検討を経て見直す可能性がある。

<sup>4</sup> R3年1月20日から2月12日にかけて実施した参画事業者公募において選定した、31団体/64事業者を指す。

- ・ 仙台市内との連携のほか、東北地域の参考モデルとなることを視野に入れること。
- ・ 構想実現に向けた事業着手順を整理すること。
- ・ 海外や国内の事例を踏まえること。
- ・ 注：データ連携基盤を活用し、特に若者が企業等と連携してサービスを開発できるような事業スキームが望ましい。

### ③ ①②を実現させるための持続可能なファイナンス計画の策定

#### ④ 住民等（学生、教職員、訪れる市民等）の利害関係者との合意形成の進め方の検討

- ・ 特に、来年度以降に具体的に合意形成を務める際に必要になる推進体制の作り方を示すこと。
- ・ 海外事例を踏まえること。

## (2) 打合せ・参画事業者へのヒアリング

業務着手時、中間打合せ、成果納品時、その他必要に応じて、本市と協議・打合せを行う。なお、東北大学や参画事業者へも必要に応じてヒアリングを行う。

## (3) 協議会の運営補助

本業務を通じて策定する戦略は、適宜協議会において検討を行うため、協議会開催時には、協議会へ出席するとともに、戦略策定に係る進捗報告、協議会における議事録の作成を行うこと。なお、協議会は、仙台市内中心部（仙台市役所内）で延べ4回（1回あたり概ね2時間）の開催を予定している。受注者の負担によるWeb会議での参加を含む。

## (4) 報告書の作成・納品

本業務の終了時には、実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先との連携内容などは、まとめて報告書として納品すること。納品物は紙媒体を2部とし、Microsoft Word2016 もしくはExcel2016 で再編集可能なファイル及び写真・映像データ等もあわせて納品すること。

## 3. 著作権について

契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、本市に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。